

検討課題3 「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について

1 課題の内容

科学技術研究調査では、研究者数について、(研究関係)従業者数、採用・転入研究者数及び転出研究者数を調査している。博士課程在籍者に関しては以下のとおり扱っている。

- ・従業者数では、フラスカティ・マニュアルに沿って、大学等における研究本務者に計上。
- ・採用・転入研究者数及び転出研究者数については、フラスカティ・マニュアルでは求められてはいないが、科学技術基本計画における「研究者の流動性を向上させ、研究活動を活性化させる」という重要な政策課題に資する研究者のフローの状況を把握するために関係府省の要望、政策ニーズを踏まえ、平成14年調査から新たに設定した項目であり、その趣旨に鑑み、
 - －大学等では、博士課程への入学等を、「採用・転入研究者」又は「転出研究者」には含めない
 - －企業等では、博士課程在籍者を採用した場合は「採用研究者」とする。

しかしながら、これを、研究者の「ストック」と「フロー」とみなすと、博士課程在籍者をストックに含める一方でフローには含めないという扱いは不整合を生ずることになる。そのため、統計委員会諮問第60号の答申(平成25年12月13日)において、

3 今後の課題

(2) 「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について

本調査は、企業、非営利団体・公的機関及び大学等を調査対象としており、従来からそれぞれの報告者の実態に合わせるとともに個々の行政ニーズ等を反映する形で調査項目を設定してきている。

しかしながら、例えば、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、企業、非営利団体・公的機関及び大学等における「(研究関係)従業者数」と取扱いが異なることから、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にある。

このような状況を踏まえ、総務省は、新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要がある。

とされたもの。

また、ポストドクについては、特に区分して取り扱っておらず、一般的ルールとして「1年を超える期間の契約」の有無によって、新規採用者か転入研究者かを区分しているが、統計委員会第41回サービス統計・企業統計部会(平成25年11月28日)において、『「新規採用」と「転入」の取扱いについて、報告者が判断に迷わないよう、ポストドクの雇用形態を踏まえて検討する必要がある。』との議論があった。

2 各府省からの意見・要望等

(1) 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

- 大学院（博士課程後期）終了直後に企業等に就職する場合は、「新規採用」とすることが基本と考える。ただし、もともと企業を休職して在籍していた院生等の規模の把握、扱いに留意。
- ポストドクその他機関への就職を「流動性」と捉え、「転出」、「転入」とすることが妥当と考える。
- ポストドク（任期の定めのある雇用形態にある者）の雇用形態を常勤・非常勤に分類して把握する等がポストドクの実態を正確に把握するために必要と考える。ポストドクの問題は定職についてかどうかの本質的な問題であり（安定的な雇用が確保された者がどれほどいるか）、形態的に「転入」か「新規採用」に分類することの必要性は不明。
- NISTEP が実施したポストドクター等の雇用・進路に関する調査等や博士人材のデータベースの構築等、既存の取組との関連付けが困難にならないよう考慮、対応関係の整理が必要。
- 以上は記入者負担減にも寄与。

(2) 文部科学省

- 博士課程修了直後に企業や大学等に採用された者は、「新規採用者」とする方が、報告者において誤りが起こりにくいと考えられること、また、本調査のデータをもとに、研究者のフロー状況を図等にまとめる際、大学等の研究者ストック数（＝「研究関係従業者数」）から、博士課程在籍者数を除いて作成する等工夫すれば良いことから、現行のままで差し支えない。
- ポストドクの雇用形態を踏まえた「新規採用」と「転入」の取扱いについては、回答者向けの「調査票記入上の注意」に、より詳細な解説を付すべきと考える。また、その場合、以下に留意が必要。
 - ・現在、「1年を超える期間の契約」の有無によって、新規採用者か転入研究者かを区分していることについては、適切と考える。（より短期間で区分することとすると、同一の者が複数の機関に計上される可能性があるため。）
 - ・現在大学等では研究者としてカウントされている、「大学等の受入規定に基づき無給で研究を継続している者」が、企業や公的機関に転出した場合、「新規採用」にカウントされているおそれがあるため、当該者についても「転入研究者」とカウントされるようにすべき。

(3) 経済産業省産業技術環境局

- 調査票に対し実際に回答する企業及び公的研究機関の混乱を避ける観点から、特に博士課程従事者、ポスドクについて「新規採用」「転入」の定義を見直すことは必要。
- 採用、転入、転出した研究者は現状では実数でカウントされているが、クロスアポイントメントにより公的研究機関・大学の両方に在籍する研究者（組織外との兼務者）の取扱いについても定義されるべき。異なる複数の組織で研究していて、エフォートで管理されている研究者が既に存在し、昨今のクロスアポイントメントの制度化に伴い数も増えていくと考えられる。そのため、こうした雇用形態にある研究者の実数及び従事割合で按分し積算したカウントが必要。

3 課題の検討

まずは、具体的利用ニーズとして、どのようなデータが最も必要であるかに十分な留意が必要である。また、ポスドクについては、「我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査」という本調査の目的及び調査回答者における記入可能性を十分考慮する必要がある。

その上で、現行の取扱いを変更する場合には、検討すべき事項は大きく3つに分けられる。

(1) 博士課程在籍者の扱い

- ・大学等調査票において、研究者のストックの把握では、「研究者」に含めているが、「採用・転入研究者」及び「転出研究者」のフローの把握では、含めていない。
- ・企業調査票において、客体側で実際に記入できるのか（別途ヒアリングを行う必要がある）。例えば、博士課程在籍者が大学院を卒業し、企業に入った時、企業に最終学歴を確認させ、新規とするか転入とするか判断させることが可能か。

(2) ポスドクの扱い

① 企業調査票

- ・ポスドクを採用した時に、ポスドクだった時の雇用形態により、新規とするか転入とするか判断し、記入できるか。ポスドクを定義し、その扱いについて記入上の注意で説明することは可能か。

② 大学等調査票

- ・ポスドクについて、「その他の研究者」に含まれることを明確にするために、記入上の注意に定義をわかりやすく記載することで対応する必要があるか。あるいは、大

学等調査票の研究関係従業者数のカウントにおいて、ポストクの数の欄を追加することは可能か。

(3) クロスアポイントメントにより複数の組織に在籍する研究者の扱い

- ・クロスアポイントメントの制度化に伴う、公的研究機関・大学の両方に在籍する研究者（組織外の兼務者）の取扱いについての検討。

<参考>

第 41 回サービス統計・企業統計部会での、経済統計課の意見

- 1 「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、科学技術基本計画における「研究者の流動性を向上させ、研究活動を活性化させる」という重要な政策課題に資する研究者のフローの状況を把握するために関係府省の要望、政策ニーズを踏まえ、平成 14 年調査から新たに設定した項目であり、これらの項目により研究者の採用状況、産学官連携の状況を分析することができる。
- 2 「大学院博士課程（後期）の在籍者」が、企業等において研究員として採用された場合、「転入研究者」として把握することは、一般的な人事管理方法からすると、学生 신분である大学院生を採用する企業等の報告者の誤解が生じやすいこと、最終学歴を人事記録等で確認する報告者負担が大きくなることから不相当と考えている。
- 3 したがって、ご質問の「大学院博士課程（後期）の在籍者」が、大学院卒業後、企業等において研究員として採用された場合は、流動性を把握する趣旨・目的を踏まえると、この時点で研究市場に新たに参入したものとみなし、「新規採用者」として把握することが適当と考えている。